

渋谷区バレーボール協会公認審判員資格新規取得及び審判講習会に関して

渋谷区バレーボール協会

9人制審判委員長 大塚 裕樹

平素より渋谷区バレーボール協会の活動及び運営に多大のご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。現在行っております渋谷区バレーボール協会公認審判員資格取得に関しまして、新規取得希望の皆様の確実な知識と技術の向上を目的とし、以下の通り実施させて頂きたいと思っております。

又、審判講習会及び家庭婦人のカテゴリにて実施しておりますポイント制に関しまして、同様に変更をさせて頂きたいと思っております。

各チームの皆様、新規に公認審判員を取得される皆様には、新たなご負担をお願いするかとは思いますが、何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。

1 公認審判員取得に関して

今までの1日での取得講習を2日（2週）での取得講習と変更させて頂きます。

1日目 AM： 座学講習（ルール・記録・線審） PM： 記録・線審の実技講習

2日目 AM： 主審・副審の実技講習・筆記試験 PM： 実技試験

*負担軽減の為、各講習を欠席しても筆記試験及び実技試験の受験は可能と致します。

2 帯同審判員に関して

- ① 各チームにおいては渋谷区公認資格及び日本バレーボール協会審判資格を有する者が3名以上在籍あるいは帯同を願います。（新規チームは除外）
- ② 公認資格を取得済でチーム登録をしていない方の講習会への参加を認めます。（参加費別途）
- ③ 登録チームで公認審判員未取得者の講習会への参加を認めます。（家庭婦人におけるポイント外）
- ④ 他地区での審判実績のある方、過去にC級以上を取得していた方は、講習会参加の際実技確認の上、渋谷区公認審判資格を認める場合があります。
- ⑤ 協会の判断により個人として公認審判員資格受験及び資格を認める場合があります。（費用別途）

3 審判講習会及び家庭婦人カテゴリーにおけるポイント制に関して

- ① 公認審判員の有効期間は2年間とし、審判講習会の参加をもって自動更新と致します。
- ② 家庭婦人のカテゴリーにおけるポイント制に関しては以下の通りと致します。
 - ア) 講習会に年1回以上参加願います。（1回の参加につき1ポイントを付与）（下記エ該当者は別途）
 - イ) 複数回受講してもポイントを付与いたしますが、参加多数の場合は見合わせて頂く場合あり。
 - ウ) 各大会にて主審・副審・記録を行うごとに1ポイント付与致します。（但し、同日複数試合の主審・副審・記録を行っても1ポイントとします。）
 - エ) 日本バレーボール協会C級以上の有資格者は隔年にて2ポイント付与致します。（活動報告書提出）
 - オ) 各個人のポイントは2年間有効と致します。
 - カ) 各チームは有資格者2名の年間内合計ポイントが5ポイント以上かつ他の有資格者含めチーム内合計ポイントが8ポイント以上となるよう講習会・大会への参加をお願い致します。（年2回程度しか大会に参加しないチームへの対応策として）